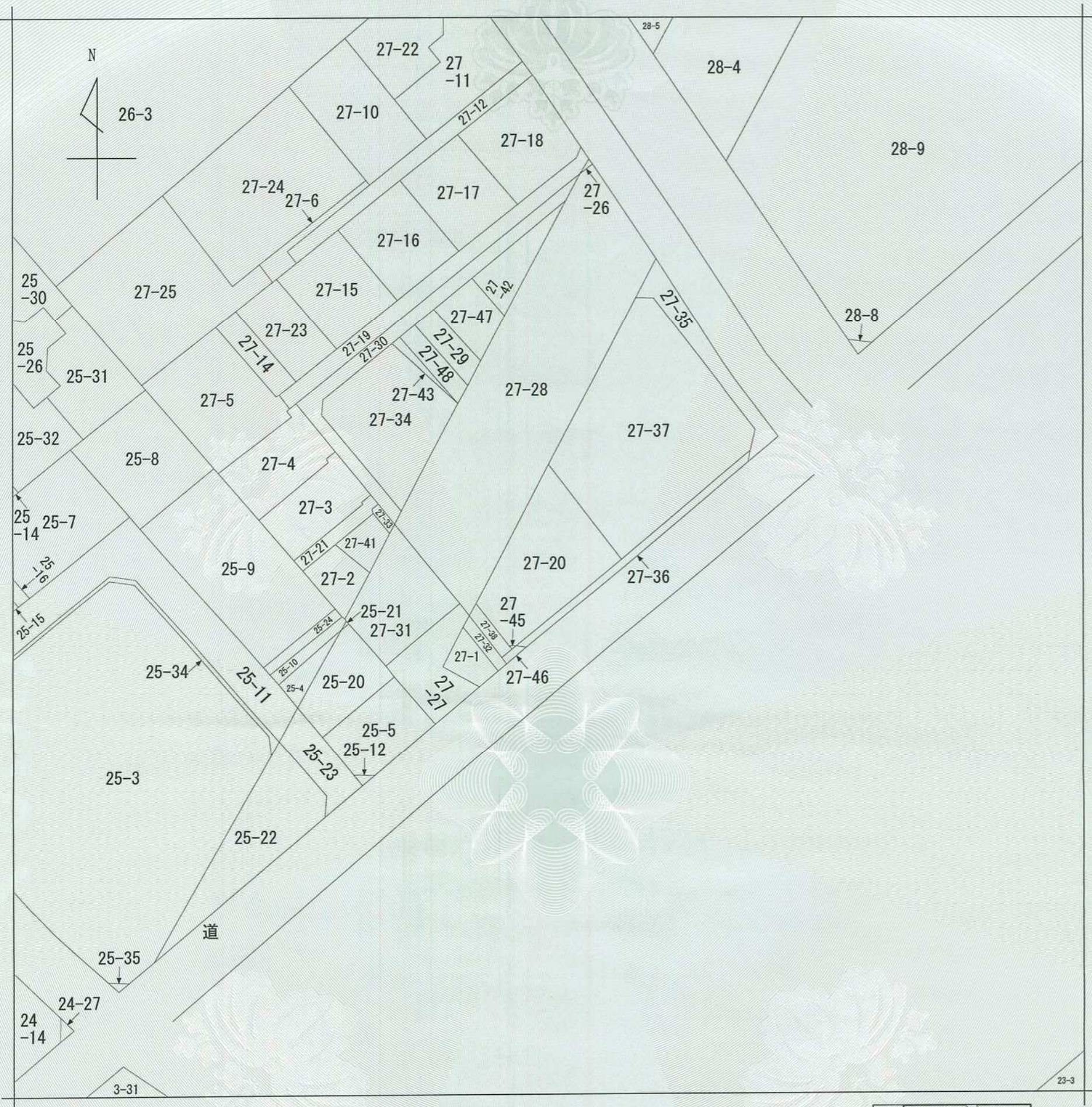


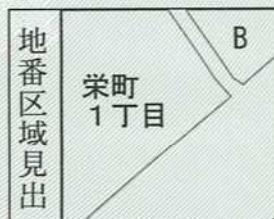
案内図

中心点座標:Lng 139°28'28.4",Lat 35°45'4.2" 東京都東村山市栄町1丁目27付近





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	東村山市栄町一丁目				地番	27番20		
出縮尺	1/600	精度区分	/	座標系番号又は記号	/	分類	地図に準ずる図面		種類
作成年月日				備付年月日 (原図)					補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月15日
東京法務局田無出張所

神谷明美



請求番号 : 12-1
(1/1)

公用

地積測量図

地番 27番20

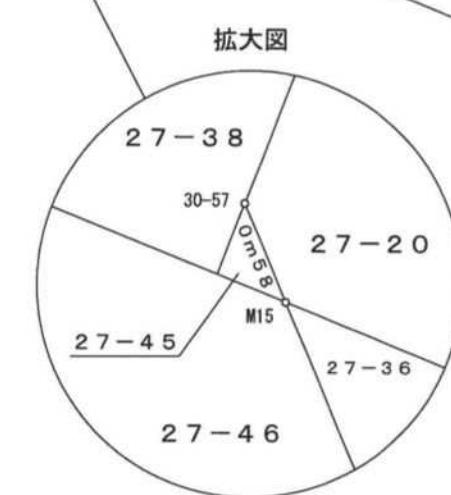
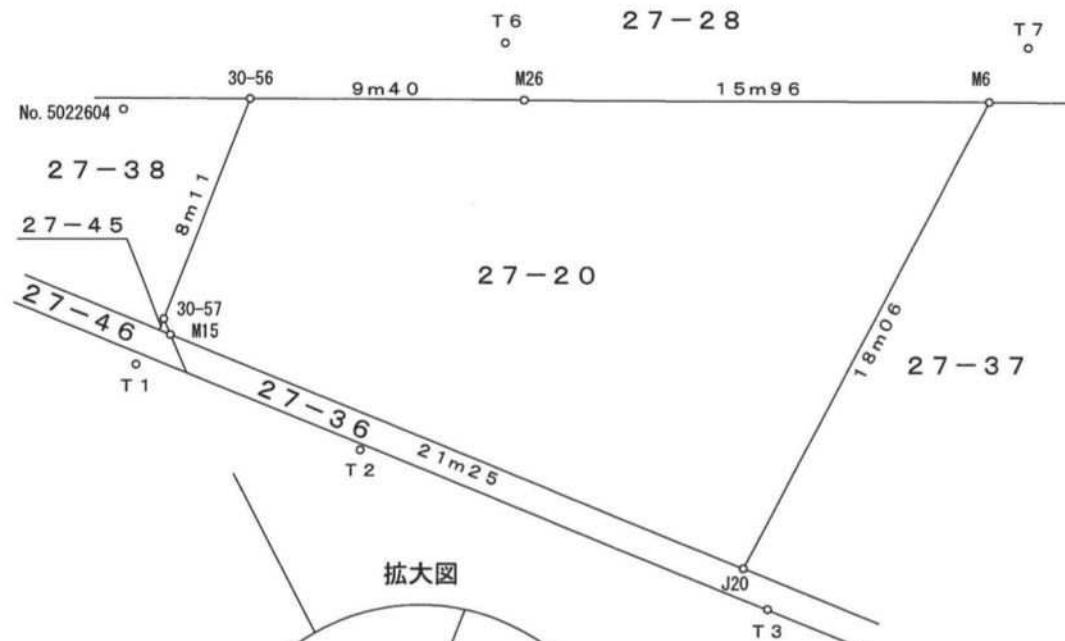
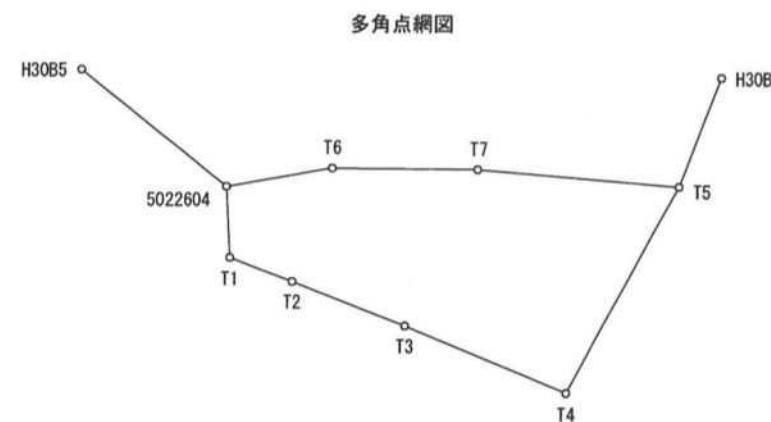
土地の所在 東村山市栄町一丁目

地番		27-20			
測点名	境界標種	X 座標	Y 座標	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
M15	コンクリート杭	-27560.843	-32458.111	-6.804	220844.987244
30-57	計算点	-27560.589	-32458.639	7.862	-255189.819818
30-56	都石	-27552.981	-32461.452	13.811	-448325.113572
M26	都石	-27546.778	-32454.384	16.737	-543189.025008
M6	筋	-27536.244	-32442.382	-7.007	227323.770674
J20	コンクリート杭	-27553.785	-32438.065	-24.599	797943.960935
倍面積		-591.239545			
面積		295.6197725			
地積		295.61 m ²			



引照点			
測点名	種類	X 座標	Y 座標
No. 5022604	金属標 3級基準点	-27556.135	-32464.464
H30B5	筋 4級基準点	-27557.237	-32487.449
H30B6	筋 4級基準点	-27505.508	-32427.594
T1	筋	-27562.392	-32458.323
T2	筋	-27559.476	-32450.598
T3	筋	-27554.282	-32436.519
T4	筋	-27547.220	-32416.068
T5	筋	-27519.031	-32422.578
T6	筋	-27545.735	-32456.169
T7	筋	-27533.950	-32442.610

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	IX
縮尺係数	0.999913
測量年月日	令和7年10月3日



単位:m

作成者	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会所属 東村山市廻田町三丁目19番地6 土地家屋調査士 村岡 隆	(令和7年10月23日作成)
-----	---	----------------

申請人	東村山市長 渡部尚	縮尺	1/250
-----	-----------	----	-------

表題部 (土地の表示)			調製	平成3年2月7日	不動産番号	0127000392214
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所在在	東村山市栄町一丁目			余白		
① 地番	②地目	③地積	町 反 故 歩 種	原因及びその日付 [登記の日付]		
170番1	宅地	10	1293 00	余白		
余白	余白	10	963 13	③同番1、2に分筆 [昭和40年6月2日]		
余白	余白		2483 92	③本番1、9に分筆 [昭和41年5月6日]		
27番20	余白	余白		①変更 [昭和43年5月1日]		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年2月7日		
余白	余白		985 92	③27番20、27番28ないし27番30に 分筆 [平成7年9月5日]		
余白	余白		903 53	③27番20、27番35に分筆 [平成8年12月10日]		
余白	余白		344 15	③27番20、27番36ないし27番38に 分筆 [平成9年2月25日]		
余白	余白		340 29	③27番20、27番40に分筆 [平成9年5月29日]		
余白	余白		340 21	③27番20、27番45に分筆 [平成10年12月24日]		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和33年12月23日 第18207号	原因 昭和33年12月23日売買 所有者 杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎音吉 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年2月7日
2	所有権移転	平成3年6月10日 第23235号	原因 平成2年5月10日相続 共有者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 持分100分の45 山崎康 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職權で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D68890 (1/1)

1/5

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			100分の50 山崎好茂 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 100分の5 山崎充威
3	共有者全員持分全部移転	平成8年2月7日 第6205号	原因 平成8年2月6日売買 所有者 東村山市本町一丁目2番地3東村山市役所内 東村山市土地開発公社
4	所有権移転	平成29年2月21日 第6151号	原因 平成29年2月21日売買 所有者 東京都東村山市

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和44年9月30日 第41227号	原因 昭和40年4月13日相互銀行取引契約 昭和40年9月18日設定 元本極度額 金1,500万円 利息 年12・75% 損害金 日歩5錢 債務者 台東区上野六丁目4番10号 株式会社伊勢音商店 根抵当権者 中央区日本橋三丁目11番2号 株式会社ときわ相互銀行 (取扱店 上野支店) 共同担保 目録(+)第976号 順位5番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	昭和51年10月27日 第53145号	原因 昭和51年10月8日変更 極度額 金1,500万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 順位5番付記2号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成4年11月17日 第46928号	原因 平成1年2月1日商号変更 商号 株式会社東日本銀行
付記3号	1番根抵当権変更	平成4年11月17日 第46930号	原因 平成4年11月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
2	根抵当権設定	昭和57年8月21日 第38860号	原因 昭和57年8月21日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 台東区上野六丁目4番10号 株式会社伊勢音商店 根抵当権者 中央区日本橋三丁目11番2号 株式会社ときわ相互銀行 (取扱店 上野支店) 順位19番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成4年11月17日 第46928号	原因 平成1年2月1日商号変更 商号 株式会社東日本銀行

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	2番根抵当権変更	平成4年11月17日 第46930号	原因 平成4年11月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
付記3号	2番根抵当権変更	余白	共同担保 目録(ゆ)第2952号 平成7年9月5日付記
3	条件付賃借権設定仮登記	昭和57年8月21日 第38861号	原因 昭和57年8月21日設定 (条件 2番 根抵当権確定債権の債務不履行) 借賃 1月1m50円 支払期 毎月末日 存続期間 5年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 中央区日本橋三丁目11番2号 株式会社ときわ相互銀行 順位20番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	3番仮登記名義人表示変更	平成4年11月17日 第46929号	原因 平成1年2月1日商号変更 商号 株式会社東日本銀行
4	根抵当権設定	昭和58年7月29日 第31637号	原因 昭和58年7月29日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手 債権 債務者 東京都台東区上野六丁目4番10号 株式会社伊勢音商店 根抵当権者 中央区日本橋三丁目11番2号 株式会社ときわ相互銀行 (取扱店 上野支店) 順位22番の登記を移記
付記1号	4番根抵当権変更	昭和60年9月14日 第42713号	原因 昭和60年9月14日変更 極度額 金7,000万円 順位22番付記1号の登記を移記
付記2号	4番根抵当権変更	昭和63年10月6日 第44079号	原因 昭和63年9月30日変更 極度額 金1億2,000万円 順位22番付記2号の登記を移記
付記3号	4番登記名義人表示変更	平成4年11月17日 第46928号	原因 平成1年2月1日商号変更 商号 株式会社東日本銀行
付記4号	4番根抵当権変更	平成4年11月17日 第46930号	原因 平成4年11月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
付記5号	4番根抵当権変更	平成4年11月17日 第46931号	原因 平成4年11月17日変更 債務者 東京都台東区上野六丁目4番10号 株式会社伊勢音商店 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎好茂
付記6号	4番根抵当権変更	余白	共同担保 目録(ゆ)第2953号 平成7年9月5日付記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年2月7日
5	抵当権設定	平成3年7月1日 第26711号	原因 平成2年5月10日相続による相続税および利子税の平成3年6月28日設定 債権額 金7,480万2,600円 内訳 相続税額金5,000万円および利子税の額金2,480万2,600円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎好茂 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
付記1号	5番抵当権変更	余白	共同担保 目録(ゆ)第2954号 平成7年9月5日付記
6	抵当権設定	平成3年7月1日 第26712号	原因 平成2年5月10日相続による相続税および利子税の平成3年6月28日設定 債権額 金3億1,365万3,000円 内訳 相続税額金2億1,156万1,100円および利子税の額金1億204万9,600円 並びに延滞税の額金4万2,300円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎好茂 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
付記1号	6番抵当権変更	余白	共同担保 目録(ゆ)第2955号 平成7年9月5日付記
7	抵当権設定	平成3年7月1日 第26713号	原因 平成2年5月10日相続による相続税および利子税の平成3年6月28日設定 債権額 金3,346万2,700円 内訳 相続税額金2,225万7,900円および利子税の額金1,120万4,800円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎充威 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
付記1号	7番抵当権変更	余白	共同担保 目録(ゆ)第2956号 平成7年9月5日付記
8	抵当権設定	平成3年7月1日 第26714号	原因 平成2年5月10日相続による相続税および利子税の平成3年6月28日設定 債権額 金1,112万9,900円 内訳 相続税額金740万1,100円および利子税の額金372万8,800円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都練馬区関町南一丁目9番45-405号 山崎晶康

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	8番抵当権変更	余白	抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
9	抵当権設定	平成3年7月1日 第26715号	原因 平成22年5月10日相続による相続税 および利子税の平成3年6月28日設定 債権額 金691万9,400円 内訳 相続税額金461万9,000円および利子税の額金230万400円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎 康 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
付記1号	9番抵当権変更	余白	共同担保 目録(付)第2958号 平成7年9月5日付記
10	抵当権設定	平成4年12月21日 第53065号	原因 平成2年5月10日相続による相続税および利子税並びに延滞税の平成4年11月20日設定 債権額 金1,531万6,000円 内訳 相続税額金1,000万円および利子税の額金458万6,000円並びに延滞税の額金73万円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 東京都杉並区松ノ木三丁目26番7号 山崎 好茂 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 杉並税務署)
付記1号	10番抵当権変更	余白	共同担保 目録(付)第2959号 平成7年9月5日付記
11	5番、6番、7番、8番、9番抵当権抹消	平成7年9月21日 第48046号	原因 平成7年9月19日完納
12	10番抵当権抹消	平成7年9月21日 第48047号	原因 平成7年9月19日完納
13	1番、2番、4番根抵当権抹消	平成8年2月6日 第6073号	原因 平成8年2月5日解除
14	3番仮登記抹消	平成8年2月6日 第6074号	原因 平成8年2月5日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年12月15日

東京法務局田無出張所

登記官

神谷 明美



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D68890 (1/1)

5/5